

2018年2月26日

損害保険ジャパン日本興亜株式会社



和歌山県「平成29年度 女性活躍推進賞」受賞

損害保険ジャパン日本興亜株式会社（社長：西澤 敬二、以下「損保ジャパン日本興亜」）
和歌山支店は、和歌山県「平成29年度 女性活躍推進賞」を受賞しました。

1. 和歌山県「平成29年度 女性活躍推進賞」について

和歌山県「女性活躍企業同盟[※]」では、女性の能力が十分に発揮できる取組みについて、他の模範となる取組みを推進している企業等を広く県民に周知することによって、女性の活躍を推進することを目的に「女性活躍推進賞」を企画・公募し表彰しています。損保ジャパン日本興亜和歌山支店は、今年度、「女性活躍推進賞」を受賞しました。

※和歌山県「女性活躍企業同盟」とは、和歌山県において、女性の能力が十分に発揮できる取組みや女性が継続して働きやすい職場環境の整備に取り組む企業および団体が構成された組織体で2017年10月24日に県内の企業、団体を中心に設立されました。

2. 和歌山県「平成29年度 女性活躍推進賞」の受賞理由

損保ジャパン日本興亜は、ダイバーシティをグループの成長に欠かせない重要な経営戦略と位置づけ、なかでも、社員の半数以上を占める女性の活躍を支える環境づくりに積極的に取り組んでいます。

「働きがい」を高めるための機会の提供、「働きやすさ」の実現に向けた制度構築が評価されました。具体的な取組みは以下のとおりです。

(1) 「働きがい」を高めるための機会の提供

女性管理職比率向上のために、次のような女性育成のための階層別研修などを実施します。

- ①キャリアアップ研修（上位等級へのキャリアアップに向けた育成プログラム）、女性経営塾（将来、支店経営等を担える素質を持つ女性社員の育成プログラム）などを展開しています。
- ②女性管理職の育成支援として「メンター制度」を導入し、直属の上司以外がメンターとなり、キャリア形成上の課題などについて定期的・恒常的にアドバイスしています。

- ③本来転居を伴う転勤のない社員において、本社部門以外の社員と本社部門の社員が双方向に人事交流を行い、短い期間（約半年）で新たな部門にチャレンジしキャリアを考えることができます。

(2) 「働きやすさ」の実現に向けた制度構築

さまざまなライフイベントに対応した両立支援制度を利用し、長く働き続けることができます。

①キャリアトランスファー制度

本来転居を伴う転勤のない社員でも、配偶者の転勤や家族の介護など、やむを得ない理由で転居することになった場合、勤務地を変更して仕事を続けることができます。*和歌山支店での利用者3名

②産前産後休暇

出産予定日の8週間前から出産後8週間まで有給休暇が取得できます（法定基準は産前6週間から産後8週間）。

③育児短時間勤務制度

妊娠中から子どもが小学3年生の学年末になるまで勤務時間を短縮して勤務することができます。

④男性育児休業100%取得の推進

対象者の上司へ個別に休暇取得推進連絡を実施。「男性育休取得推進チラシ」「おめでとうカード」などを活用しています。

⑤育児休業制度

原則として、子どもが満2歳1か月に達するまで男女問わず休業できます。

⑥育休者フォーラム

育休者のスムーズな復帰支援を目的に上司や同僚も参加対象とした育休者フォーラムを実施しています。

3. 今後について

損保ジャパン日本興亜は、ダイバーシティをグループの成長に欠かせない重要な経営戦略と位置づけ、「Diversity for Growth」をスローガンに、女性活躍推進に重点的に取り組んできました。

引き続きダイバーシティの推進に積極的に取り組むことで、働きやすく働きがいのある職場環境の実現を図るとともに、より一層の企業価値向上に努めていきます。

(参考)

- ・損保ジャパン日本興亜の女性活躍推進およびワークスタイルイノベーションの取り組み
http://www.sjnk.co.jp/company/diversity_dev/diversity/

【参考】授賞式の様子

(1) 和歌山県知事 仁坂知事からの表彰



(2) 取組みについて発表



以上